平成２６年第３回府中町議会定例会

会　議　録（第３号）

１．開　会　年　月　日　　平成２６年９月１２日（金）

２．招　集　の　場　所　　府中町議会議事堂

３．開　議　年　月　日　　平成２６年９月１７日（水）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

福　祉　保　健　部　長　　末　釜　由紀夫　君

生　活　環　境　部　長　　梶　川　幸　正　君

建　　設　　部　　長　　河　中　健　治　君

向洋駅周辺区画整理事務所長　　土　手　澄　治　君

消　　防　　長　　中　川　和　幸　君

教　　育　　部　　長　　金　藤　賢　二　君

総　　務　　課　　長　　榎　並　隆　浩　君

職　　員　　課　　長　　神　永　和　明　君

都　市　整　備　課　長　　脇　本　哲　也　君

補　　償　　課　　長　　中　西　　肇　君

～～～

○議長（中村　勤君）　日程第２、一般質問を議題に供します。

本日は、建設関係の質問を行います。

建設関係、第１項、自然災害について、８番西議員、１７番梶川議員の質問を行います。最初に８番西議員。

８番西議員。

○８番（西　友幸君）　皆さん、おはようございます。厚生関連でもきょうの質問するような質問がかなりありましたが、また本日の新聞にもかなりそういったものが、義援金とか災害のことがいっぱい載ってました。ということで、質問に入らせていただきます。

先日、広島市で発生した土砂災害並びに水害は、九州、四国、中国の各地方に甚大な被害をもたらしました。中でも広島市が受けた被害は、私が知る限りでは最大ではなかったかと思います。本日、議場において哀悼の誠をささげさせていただきます。

府中町でもよく似た地形がありますので、以下質問します。

１として、河川改修は進んでいるのか。

２としまして、町内にも土石流に被災するおそれのある住宅地があるが、砂防ダムなどの対策はされているのか。昨日建設された数等は言われましたが、治山ダムを２２カ所ということでありましたので、その違いもお願いします。

また、３としまして町内にも被災地と同じような災害が起こっても重機が入れないような狭い道路があるが、対策は考えてあるのか。

この点について質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（中村　勤君）　引き続き、１７番梶川議員。

１７番梶川議員。

○１７番（梶川三樹夫君）　皆さん、おはようございます。きょうで広島市の土砂災害から１カ月がたつということでございます。亡くなられた方々の御冥福と一日も早い復興をお祈りしたいと思います。

この砂防ダム等の質問をした後ちょうど家に帰りましたら、テレビでこの砂防ダムのことを放映されておりました。このたびの広島市土砂災害でも、砂防ダムがあった地区では、砂防ダムのおかげで大きな被害がなかったということを放映しておりました。安佐南、安佐北では２１カ所の砂防ダムがあるそうですが、取り上げられていたのは大町地区の富士団地というところでございました。ここの富士団地は非常に意識

の高いところで、警戒区域図、あるいはハザードマップを集会所に張っているそうです。そういう日ごろから災害に対する危機意識、防災意識の高い、そういう地域だったということです。そして、地域が要望して１カ月前に砂防ダムが完成した地区だったそうです。このたびの土砂災害でこのダムが２，３００立米の土石をせきとめたということで、ほとんど被害がなかったということでした。このダムがなかったら大変なことになっていたということをおっしゃってました。九死に一生を得た完成したばかりの砂防堰堤だったという報道をされておりました。砂防堰堤は万能ではないが、非常に必要な対策であるというふうに改めて感じることができました。ただ、砂防ダムができてない理由の中に、地元の用地の協力、あるいは用地買収に非常に時間がかかってるということも放映をされておりました。

それでは、質問に入ります。

先般８月１９日から２０日未明にかけての広島市安佐南区並びに安佐北区における広島市大規模土砂災害では、とうとい多くの人命が失われ、甚大な被害が生じました。今でも行方不明者の捜索は続けられ、多くの避難者が避難生活を送っている現状でございます。

このたびの災害は、言うまでもなくほとんどが土砂災害危険箇所や警戒区域での災害と聞いております。天気概況が少しでもずれていたら、広島を初め全国の山の麓の開発住宅では、類似した事態が生じていたのではないかと思います。

ここ何年間の政府の「コンクリートから人へ」という言葉は、最近は全く耳にすることなく、まずは人命を守る対策に目が向けられていると思います。ハードの大切さも痛感してきたものと思われます。

特に、このたびの広島市の災害を教訓にお聞きしたいのは、一般に言われている砂防ダム、砂防堰堤というのが正しい言い方と思いますが、その砂防ダムや治山堰堤、治山ダムのあり方が問われております。府中町の行政エリアにおいて、この砂防指定区域は何カ所設置されているのか。これは昨日の一般質問でも出ておりまして、もう砂防ダムが１０カ所、治山ダムが２４カ所というふうに聞いておりますが、またこうした土砂災害対策のダムの種類、整備主体と今後の国や県への要望のあり方についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　答弁。

建設部長。

○建設部長（河中健治君）　皆さん、おはようございます。建設部長です。８番西議員の自然災害について、１７番梶川議員の大規模土砂災害への対策について御答弁させていただきます。

まず、西議員の自然災害についてですが、御質問のとおり８月２０日に広島市安佐南区及び安佐北区で発生した土砂災害は、死者７３名、行方不明者１名、また家屋や道路なども壊滅的被害を受け、現在も瓦れき等の撤去作業に追われており、被災者の方の生活は大変なものがあるというふうに思っております。

さて、１番目の質問、河川改修は進んでいるのかですが、府中大川、八幡川及び榎川は太田川水系の一級河川として広島県が整備、管理を行っているところです。現在は、広島県が治水対策事業として榎川の河川改修を進めており、計画区間延長は府中大川合流点から新宮橋下流までの１．４キロメートル、改修断面確率年が５０年で、計画時間雨量が１時間に約６６．４ミリの計画になっております。

なお、現在の進捗状況でございますが、役場前の経免橋上流の右岸までが完成しており、引き続き来年度以降も継続して事業を行う予定でございます。今年度は補償の調査を実施しております。今後も榎川上流に向かって河川改修が早期完了となるよう、強く広島県へ要望してまいりたいと考えております。

続きまして、２番目の質問、町内にも土石流に被災するおそれのある住宅地があるが、砂防ダムの対策はされているのかですが、府中町におきましては、土石流対策として御衣尾川及び上八幡川の２渓流に関連した地域が砂防指定地に指定されております。現在、御衣尾川流域では水分森林公園内及び周辺に１０基の砂防ダムが設置され、上八幡川流域の瀬戸ハイム団地付近では渓流保全工など、それぞれ砂防設備が設置されており、県が維持管理を行っております。

治山ダムとの違いについての御質問もあわせてといったところですが、同様の質問が梶川議員から出されておりますので、そちらでお答えさせていただきます。

次に、３番目の質問、町内にも被災地と同じような災害が起こっても重機が入れないような狭い道路があるが、対策は考えているのかです。府中町におきましても、道路等の都市基盤整備の整備不足により、災害時において災害の拡大、また救助、復旧への障害になるおそれのある地域がございます。これらの密集市街地の問題を含め、既成市街地の整備改善を行い、災害時等の緊急活動や住環境の改善を行い、災害に強い町にしていくという目的で現在、都市計画道路、補助街路、狭隘道路を順次整備し

ているところでございます。補助街路とは、原則幅員６メートルの道路のことであり、街路間を約２５０メートルピッチでつなぎ、災害時等の緊急活動に利用する道路のことです。

今後、町内においては、生活道路の側溝のふたがけやセットバックなどによる道路幅員の拡幅などの整備をも含め道路のネットワーク化を図り、災害に強い町にしていく必要があると考えております。

続きまして、１７番梶川議員の大規模土砂災害への対策について御答弁させていただきます。

質問の趣旨は、今回の災害を教訓に、砂防ダム、治山ダムの整備のあり方が問われているといったことで、第１点目に府中町の砂防指定地について、第２点目にダムの種類、第３点目にダムの整備主体、そして第４点目に今後の国、県への要望のあり方についての以上４点について御答弁させていただきます。

その前に、新聞報道等で砂防ダム、治山ダムと表現されていますが、県に確認しましたところ、砂防は高さ５メートルから１５メートル未満が堰堤、１５メートル以上をダムと呼び、治山は高さによらず堰堤と呼ぶそうでございます。ここでは一般的に使われていますダムで整理させていただきます。

それではまず、日本の砂防の歴史について少し述べさせていただきます。

内容につきましては、社団法人全国治水砂防協会発行の「わかりやすい砂防の歩み」によるものです。

風光明媚な日本の国土は、四季折々の変化に富み、私たちは自然の恵みを享受してきました。しかし、同時に地震、台風、豪雨、火山などによる自然災害が起こりやすいことから、古代より災害との戦いでございました。

近年、砂防の始まりは、明治２０年に頻発した大災害に対処するため、明治２９年に河川法が制定され、その翌年の明治３０年に砂防法、森林法が制定されたことにより、砂防、治山事業の補助制度が確立し、施工規程等が制定されたことによります。これらは砂防３法と呼ばれております。

また、昭和３０年以降の高度成長期になりますと、山間部の急傾斜地まで急激な宅地開発がされるようになり、台風や豪雨の際、宅造地の斜面崩壊による災害が発生するようになりました。これにより昭和４４年に急傾斜地法が法制化され、がけ崩れに対する対策事業が国や都道府県により実施されるようになりました。

このように、土砂災害は、土石流、がけ崩れを初めまして、地すべり、雪崩等の斜面崩壊に対する公的な対策事業は、それぞれの法律に基づき、主として国や都道府県により実施されております。

さて、第１点目の御質問の府中町において砂防指定区域は何カ所設置されているかですが、府中町の砂防指定地は、御衣尾側渓流流域と上八幡川渓流流域の２カ所指定されております。

１カ所目の御衣尾川渓流の流域は、まず大正８年２月５日に延長２．２キロメートルが指定され、隣接する流域延長０．２キロメートルが昭和４年７月２５日に指定されております。場所は、水分森林公園内とその周辺付近で、砂防ダムは１０カ所設置されています。設置箇所につきましては、参考資料の府中町における砂防ダム設置箇所図をごらんいただきたいと思います。

２カ所目の上八幡川渓流流域は、昭和４６年１２月６日、延長１．２５キロメートルの流域が指定されています。場合は、八幡二丁目瀬戸ハイム付近です。ここは瀬戸ハイム付近の渓流が渓流保全工、約１，１２０メートルの砂防設備が設置されており、砂防ダムの設置はありません。

なお、治山ダムは昨日生活環境部長が御説明いたしましたが、町内に２４カ所設置されております。

次に、第２点目、第３点目のダムの種類と整備主体についてでございます。御質問の砂防ダム、治山ダムですが、それぞれ砂防事業、または治山事業により設置される設備であり、法律や事業の目的によって異なります。

また、砂防ダムの最少天端幅、これはダムの最上部の幅のことをいいますけど、これは現行基準で砂防ダムが３メートル、治山ダムが１．５メートルと、その規模にも違いがございます。

砂防事業は、砂防法に基づき、治水上砂防の目的のため、土砂の生産を抑制し、流送土砂をせきとめ調節するため、渓流に砂防設備を設置する工事でございます。砂防ダムは、この砂防設備のうちの一つで、このほかに床固め、流路工、護岸工がございます。どの砂防設備を設置するかは設備計画により決定いたします。砂防事業の実施主体は国土交通省または都道府県で、砂防ダム等砂防設備工事の実施に当たっては、砂防指定地が指定されます。指定後は都道府県が維持管理いたします。

治山事業は、森林法に基づき、土砂の流出の防護の目的等のため、森林の造成事業

または維持に必要な工事として農林水産省または都道府県が事業主体となり行われます。治山ダムは、崩壊危険地の根固めのために行われる基礎工事の一つで、ほかに谷どめ、床固めなどの工事がございます。また、あわせて保安林が指定されまして、都道府県が維持管理をいたします。

第４点目の御質問の今後の国、県への要望のあり方についてですが、ただいま府中町の砂防設備設置の現状も含めて御答弁させていただきましたが、今後も町民からの情報提供や要望等もさることながら、町としましても県と連携しながら現地踏査を実施し、土砂災害のおそれのあるところについては積極的な要望活動を実施したいというふうに考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（中村　勤君）　２回目の質問ございますか。

８番西議員。

○８番（西　友幸君）　私は、今回の災害は全部とは言いませんけど、ある程度人災ではなかったかと考えております。例えば、河川にしても堅固な改修がされていないと思います。普通、人は本当に災害が起きるまで、万一何かあったらということを忘れているんじゃないかと私は思っております。常日ごろから防災意識の涵養に努めることが重要だと考えております。

そこで質問ですが、既設の砂防ダムの維持管理、例えば土砂、木材、瓦れき等は毎年適切に処理されているかお聞きします。

また、狭い道路の拡張も考えていかなくてはならないと思います。先ほど答弁がありましたが、補助街路などの整備を含め、道路のネットワーク化づくり、今後も災害に強いまちづくりをするようにお願いします。これは要望でございます。

○議長（中村　勤君）　１７番梶川議員。

○１７番（梶川三樹夫君）　建設部長の答弁をいただきました。土砂災害を防ぐためのハード事業である一般的な砂防ダムについても、国の省庁において法律根拠や名称、目的が違うということもわかりましたが、とうとい人命を守るためにはいずれも大切な事業であると思っております。国においても、各省庁の垣根を取り払って対応を進めたいという大臣の表明もありました。しかしながら、全国には土砂災害の発生するおそれのある箇所は２１万カ所とも言われております。全て整備するには数百年かかるとも言われております。そのためにも、ハード対策とともにソフト対策も国同様、

特に建設部、生活環境部、あるいは中心的な避難場所となる教育委員会など、横の連携を強めた対応をお願いしたいと思います。

また、これまでなかなかハード事業については国の予算も削減されてきた経緯もあります。しかし、近年の気候変動は、誰もがこれまでのハード対策だけで対応できるとは思っていないと思います。そのためにも、国、県には十分な要望活動を推し進めていくよう強く要望していただきたいと思います。

部と部の部間の連携についてだけ質問させていただきます。危機管理部である生活環境部からその思いを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（中村　勤君）　答弁。

建設部長。

○建設部長（河中健治君）　８番西議員の既設の砂防ダムの維持管理、例えば堆積土砂、または流木、瓦れき等は毎年適切に処理されているのかについての御質問でございます。

砂防ダム等砂防施設は、広島県が管理しております。その機能を継続して保つよう、維持もされております。広島県に電話で問い合わせましたところ、構造物の点検、これはダムですが、これらの点検につきましてはおおむね５年に１度実施しておるということです。直近では、平成２３年度から平成２５年度までに砂防ダム１０基の点検を行っているということです。

御質問の砂、瓦れき等の処理についてでございますが、構造物の点検でございますが、先ほど申し上げましたように、おおむね５年に１度行っておりますが、ダム内の砂や瓦れき等につきましては、ダムに直接あるいは近接して機能を阻害するダムに覆いかぶさった倒木、大きい転石や土砂の過剰堆積など異常堆積物があり、次の出水によってダムに被害を発生させるおそれのあるとき、あるいは機能を阻害するおそれのあるときはこれを取り除きますが、定期的にしゅんせつをするといったようなことはないということです。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君）　１７番梶川議員の部間の連携についてということだったと思いますが、近年いつ、どこで災害が起きても、起きるような状態にございます。

災害対応におきましては部間の緊密な連携をし、適切な対応をしていきたいと考えております。住民の負託に合うべき対応をこれからもやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　３回目の質問ございますか。

８番西議員。

○８番（西　友幸君）　このような防災対策は、一議員ではなかなかできません。よって、行政の長であります町長が陣頭指揮をとってもらわなければいけないと思っております。町長のそういったところをお考えをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村　勤君）　３回目の質問、１７番梶川議員ありますか。

１７番梶川議員。

○１７番（梶川三樹夫君）　これからどのような、またどれぐらいの規模の災害が発生するかわかりません。住民が安心して暮らせるまちづくりのためにも、ハード、ソフト両面において、それにわたった施策の展開をくれぐれもお願いして私の質問を終わります。

○議長（中村　勤君）　答弁。西議員に対する答弁。

町長。

○町長（和多利義之君）　８番西議員の質問でございますが、陣頭指揮をとる町長としての考え方を聞きたいと、こういうことであります。

先日から今回の広島市の激甚災害に伴いまして、府中町は問題ないかということで、それぞれ多くの議員さんが心配をされておるということでございますが、私も常々安全・安心な町をということで心に置いておりまして、特に災害といいましょうか、気象庁の警報がございますと、町が警戒体制をしく、事と次第によったら本部を設置をすると、こういうことで、打ち合わせもしながらまず雨水ポンプ場は大丈夫かとチェックをやる、あるいは町内をパトロールをするということを常にそういう警報が出たときにはやっておるということでございまして、私としても大体近年は大きな問題がなかったもんですから、自宅待機をしておいてくれと、こういうことでございます。自宅におりますが、いざいうたときには電話いただければいつでも本部へ出てくると、こういうことにしとるんですが、家におりましてもやっぱり１２時過ぎまでは心配し

とるんですが、大体近年警報が出ておっても、大きな、１２時ごろ問題になるようなことはなかったということでございまして、大変ありがたいと思っとるんですが、１度ほど２時ごろ本部から電話があったことがあります。これはどういうことかといいますと、警報も解けたと、だからもう解散をして消防署に任せて帰るという連絡で、出てこいじゃなかったんです。こういうことが１件ほどあっただけで、大変日ごろからそうやって心配をしとるんですが、幸いにして大きなことがなかったということですが、そういうふうに心配はしとる。恐らくもし１２時過ぎて寝ておりますと、電話をいただけるから起こされると思うんですが、朝方まで知らんかったというようなこともあっちゃいけないということでございまして、本当にいつも心配はしておるんだということでございます。

特に、西議員のおっしゃる私の考え方としては、やっぱり過去の歴史からいろいろと歴代の指導者が対応してきておると。その上に立って今日は地球温暖化の関係かもわかりませんが、非常によく雨が降ると、たくさんの雨が降るということでございますので、どうそういうものに新たにまた対処をしていくかということになるわけですが、そのつもりで行政運営を常にさせていただいておると、こういうことでございます。

その中身をちょっとまとめておりますので申し上げますと、府中町ではかつてから大きな災害の歴史があるということでございまして、今あんまり災害が起きていないといいながらも、大体災害というのは忘れたころにやってくるということであります。より一層対策に力を入れていかなければいけないと、このように思っておりますが、特に近年においては各地で甚大な災害が頻発をしております。私としても、そのために府中町全域を振り返り、もしというときにどこが大きな問題かを考え、先人の今さっき言いましたように努力の上に立って災害ごとの教訓を生かして減災という精神で努力をしておるんだということでございます。

この間の対策としては、さかのぼりますと大正１５年の災害後、先日来お話がありますように、水分峡には１０本の砂防ダムが設置をされたと、それとともに随所に砂防ダム、あるいは治山ダムの設置をしていただいてきたと、こういうことでございます。

また、榎川、山田川も川幅を大正１５年のときには倍ぐらいに広げたと、こういうことでありますと同時に、昔は土羽だったということなんですが、一応空積みとはい

いながら石垣をついていただいたと、こういうことでございます。

また、近年で言いますと、昭和５０年代には一級河川の府中大川、さらに八幡川の拡幅改良事業をしていただいたということとともに、続いて松枯れで山野が崩壊の危機にあった折には、県が水分峡を中心に生活環境保全林整備事業を施していただいて、管理棟の設置、植林、砂防ダムの増設に加えて水分峡南部の、これは全部私有林だった、これをたくさん県が買収をしていただいたということ等の大々的な整備をしていただいてきた。町といたしましても水分峡管理棟の周辺整備を施しまして、当時県、町の総事業費は４０億円を超えたと、半数以上が府中町が出したというようなことになっておるということでございます。

それから、町単独としては、都市ポンプ場の整備を完了させているということとともに、急傾斜地の整備事業６カ所行ったということでございまして、特にやっぱり一番危ないのは急傾斜地、土砂崩れ、こういう箇所が府中町には多いと、土石流の箇所は少ないと、こういうことで、先ほど言いましたよう水分峡は１０カ所、さらに生活保全林整備事業のときに追加をして砂防ダム３ダムを設置をしていただいてきたと。

山田のほうにしても、これも奥が深い谷間ですが、ちょうど呉娑々宇林道と茶臼林道の交点、山の中の一番奥へ入ったあの谷間にも、これは砂防ダムじゃない、何か堰堤みたいなのかわからん。昔、古いものが築かれておった。私が子供のときあっこへ登ったときには、谷間なんですね。山道が三尺ぐらいあって、川がこっちに流れる。あるときにはこっちこうしたり、こっちこうしたりして登っていきよったんですが、今ではそういう堰堤が築かれて、治水ダムのような水を管理するダム、いろいろ先ほど建設部長が規模で治山と砂防のダム言われたんですが、私ちょっとテレビを聞きよったら、治山ダムというのは、いわゆる崩壊のおそれがあるところにダムを築いて土を入れて木を植える、そして崩壊を防ぐのが治山ダムと、こういうテレビじゃこう言いよる。同じことです。規模と機能の違いですが、そういうことでございまして、そういう趣のものがやってあるということでございまして、随所にあるんですが、言えば時間かかるから言いませんが、こういうことを施しておりますので、土石流の危険が全然ないとは言いませんが、土砂の崩壊というような危険箇所はたくさんありますが、土石流いうのは私はあんまりないというふうには感じておるということでございます。

そういうことで努力をしてきておりますので、降雨量が毎時５０ミリメートル前後

には何とか対応できるんではないかと、その間降ったことがありますが、大きな問題はなかったと、こういうことでございますが、しかし昨今の降雨量は毎時８０ミリから１００ミリぐらい降っとると、こういうことでありまして、もしそうだとするとかつてのような大きな土石流災害はならないにしても、相当な被害をこうむることも間違いはなく、引き続き河川や砂防ダム、治山ダム等の問題箇所を重点的に調査をしながら整備をしていく必要があろうと、先ほど建設部長がおっしゃるのと同じでございまして、そういう思いをいたしておるということでございます。

特に、この山並みを見ますと、山林の下流はいわゆるほとんどが民有林なんです。そのために関係支援者の了解が要る。あるいは先ほど買収というような話もありましたが、いずれかを施さんと堰堤が築けないということでございまして、大変難しい問題でもあろうかなと、こう思いますが、努力をしていかなければいけないと、こういうふうに思っておる。

今、そういうことの中で一番大きな問題は、やっぱり天井川の榎川の拡幅改修と、こういうことが一番大切だということでございまして、今回の全国の事例も、天井川の決壊で多大な被害を出したところが大阪のほうにあったということでございます。こういうふうなことから、常に県に対して早期改修をということで陳情を例年いたしておりますが、少しずつではあるんですが改修はしていただいておるということでございますが、これはもう単県でやっておるもんですから規模が小さい。もっと大きな事業にしていただくように、これからも努力をしていかなければいけないと、こういうことでございます。

また、先ほども言いましたように、山田川も奥が深い河川で、かつてはたびたび氾濫をしておるということでございますが、現況は大正１５年の水害後に改修されたものですが、自来８０年余りの経過の間、空積みですから石垣をつくりましてたくさんの張りコン、張りコンいうのはコンクリートを抱かせとる、川幅を狭めとるところが随所にあるということでございまして、せっかく拡幅した河川が……

○議長（中村　勤君）　町長、申しわけないですが、簡潔にお願いできませんか。

○町長（和多利義之君）　はい、わかりました。そうもう長くはかからんと思います。戻っている箇所もあり、安全上早期の改修がここも必要であろうと、このように思っておると。

趣は変わるんですが、この山田の谷の東側から新宮に至る山林には、全く進入路が

ありません。山火事とか土砂災害が起きたとき、いかに対処するんかと、こういう問題等もあると、狭い地域も現状町道が狭いところもありますが、こういうところもあると、今内部で検討をしておるということでございます。

施設関係では、今進めている学校教育施設の耐震改修とともに、公民館、地区センター、橋梁、道路等の耐震改修や延命化も災害対策といたしまして必要な施策として逐一整備を加速をしていく努力をしていかなければならないと、こういうふうに考えておるということでございます。

ソフトの面も冒頭に報告で申し上げたとおりで、一層いざというときに整えてまいりたいと、こういうことでございます。

本会議においては、冒頭にも言いましたように、広島市の災害にちなんでたくさんの議員の方から心配をいただいております。大変ありがたく思っておるということでございますが、今後も十分また論議を重ねながら、ともに安全・安心な暮らしよいまちづくりを進めていけたらと、このように思っておるということと、最後にいたしますが、またこの心といいましょうか、この減災施策については第４次総合計画に今まで以上に織り込みをしていきたいと、こういうことも申し添えておきたいと、こういうことでございます。

長くなりましてまことに申しわけないが、以上でございます。

○議長（中村　勤君）　以上で、第１項、自然災害について、８番西議員、１７番梶川議員の質問を終わります。

続いて、建設関係、第２項、広島市東部地区連続立体交差事業の見直しについて、１５番加島議員の質問を行います。

１５番加島議員。

○１５番（加島久行君）　広島市東部地区連続立体交差事業の見直しについて質問をさせていただきます。

まず、広島市東部地区の連続立体交差事業の今までの取り組みと今後の進め方につきまして、私なりに私の思いを申し上げながら、その中で失礼な言葉があるかもわかりませんが、その点はひとつ御理解をいただきたい、このように考えております。町長は言えんような言葉も私のほうは出るかもわかりません。その点も御理解をいただきたいと、このように思っております。

御案内のように、向洋駅周辺土地区画整理事業は今年度で北側の区域がおおむね整

備されたと。これからは南側の整備に着手をしていくわけですが、ここに至るまでには、行政、議会ともいろいろな努力を積み重ねてきた。議会におきましては、昭和６３年に山陽本線連続立体交差事業等調査研究特別委員会を設置した。その後は、都市問題調査研究特別委員会等に引き継がれ、調査研究をした経緯があるわけですが、延べ２６年間にわたりましてこの事業を進めてきたわけであります。私は、この事業は大きく分けて３つの障害を乗り越えてきた、このように考えております。

１つ目は、平成７年だったと思うんですが、１月に起こった阪神大震災の問題ですが、ＪＲ西日本は多大な被害を受けました。復興に全精力をつがれる、そういう状況に私はなったと、このように思っております。そういったことを含めて、新設で多大な事業費を要するこういった事業の協議を２年余り中止をせざるを得ないことになったと、このように思っております。

しかし、その間、県を初め町当局、担当部は非常に努力をされまして、平成１０年１２月には当事業の都市計画決定についての地元説明会を開催ができるという運びになってきたわけです。そのときには地元からの強い反対があったのは、皆さんも御承知のとおりでございます。町長も説明会等で行かれても、かなりのさまざまな罵声もありましたし、いろいろなことも体験をされたと、このように私は思うし、私と２人が行ったときも、そらもうひどいもんでしたよ。そういったことをもいろいろ経緯をしながら町長の理解も十分受け入れていただけるように、私は町長は非常に強い信念と努力によって努力をされてきたと、このように私は強く申し上げることができる。私がもうそばにおったわけですから、一番よくわかるわけなんですが、そういったことを強い反対があったにもかかわらず御理解をいただきながら、平成１１年の３月３１日かな、都市計画決定を行うことができたと。その後、測量、設計調査、地元交渉などを行いながら、平成１４年３月には広島市東部地区連続立体交差事業及び関連街路の事業が認可をされました。平成１４年には、向洋駅周辺土地区画整理事業の認可も受けることができたと、こういう一つのいろいろな、さまざまな状況の中でやってきたと。それで、これが一つの私は障害を乗り越えてきた一つになると、このように思ってます。

２つ目の障害です。これは平成１９年１月に発表された連続立体交差事業のスケジュールの見直しであります。これは広島県、市ともに財政状況の悪化を理由として７年間の事業の延伸を図ったと。当初予定をしておりました、あれは平成１８年の仮

線工事着手かな、そして平成２７年度工事完了を、平成２５年仮設工事着手をして、平成３４年度に工事完了というスケジュールに変更になったと。これも事業認可から５年しかたっていないのに、そういった時期が大きく変わっていった。私は、事業を国が認可されるということは、事業を定められた期間に認可された施設を確実に完成させること、このように私は理解をいたしております。当然のことだと、このように思ってます。事業認可は、期間は１０年ですよ。その半分の５年の時点でさらに７年延伸するわけですから、私はここで本当に一体当初の事業主体であります県、市がつくった資金計画は、でたらめいうたら怒られるかもわからんけども、私はずさんなそういう計画であったんじゃないんかと、そのように判断をせざるが得ません。町長はどう判断をしとるか知らんけども、私はそう判断しとる。そして、これが２つ目の要するに問題点なんですね。

３つ目です。この連立事業の縮小案というのが平成２４年２月に打ち出されたと。これもやっぱり認可変更の５年後、要するに５年ごとに、私が言いたいのは５年ごとに見直しをして作業している結果かなと、そう言わざるが得んのですよ。あの高速２号なんですが、町長も鶴江鹿籠線とドッキングしたから鶴江鹿籠線もよくなったやなと、日本経済もあれでよくなるし、この府中町もよくなるよということで本当に喜んでおったわけですが、この高速２号、これは先行取得して予定よりも早く済んじゃったと。これはやはりそれぞれの事業主体の努力と計画と確実性なんですよ。そういったことで、私は高架事業というのは主体は県と市にあるんだと、区画整理は府中町だけども、そういったことで高架事業と区画整理は一体事業のジョイント事業であるということが私は言えるんじゃないんかなと、このように思っております。こういったことを含めながら、県と市の財政見通しのそういった判断がいろいろと私は狂ってきたと、財源悪化に伴う規模の縮小だと、そのことが高架事業に大きく影響してきておると、このように判断をいたしております。

新市長の、あれは「選択と集中」というキャッチフレーズのモットーがあるわけですが、市の重点事業を含めた事業の見直しいうことで、アストラムラインの延伸、それから白島新駅の整備、それから高速３号、５号の開通、市民球場跡地の再開発、広島駅の南側の再開発、Ｂブロック、Ｃブロックですか、広島駅北口の北の再開発のほうにどうも重点が置かれておるんじゃないんか。そう思わざるが得ないんですよ、どうしても。

だから、この新市長、今度、来年市長選挙があるわけですが、新市長はこの連立の見直しのためにやはり努力をしていただける、やっぱり連立についての認識を高く持ってもらえる、そういう市長さんを私は、府中は望んでおるし、それからこの市長さんもこの連立につきましては見直し、連立の見直しについては広島県、海田町、府中町を訪れられまして、東部連立事業の見直しの必要性を訴えられたと、そのように私は聞いております。当町に対しては迷惑をかけないよというようにも言われたと、このようにも聞いております。

しかし、今さっき申し上げました事業の紙面を見ると、東部連立のことについては市長は一言も述べていないんです。まことに残念なことですよ。そういったことで、私は市長に今度なられる新市長には期待をして、東部連立縮小を公約にして選挙を戦うて勝ってもらいたいなと、私個人はそう思っております。やはり、連立の必要性というものを十分私は事業主体である県、市は持ってもらいたいなと、このように思っております。

財源の云々いうのは、それはどの自治体も一緒なんです。その中でやっぱりいろいろと知恵を使ってやっておる。府中町も、町長を初めみんなが、議会もそうですよ、協力しながら一生懸命やってるから、だからこんな住みよい町になってる。一つずつ進歩してきとる。私は連立と区画整理と街路というのは３点セットだと、私はそう理解をいたしております。本音を言いますよ。府中町は連立は要望してきたが、最初から区画整理を要望したわけじゃないんですよ。これは国、県の指導によって３点セットにするから、そういった指導に基づいて連立と区画整理と街路の３点セットでいこう、ジョイント方式でいこうという３点セットだよというのが国、県から指導されたんです。その指導に基づいて、苦しい思いをしながら現在ここまで府中町は事業を進めてきた。町長も苦しい思いながら、粘り強く地元と交渉しながら、計画決定やら事業認可を進めて、財源見通しが苦しくなったら、みずから国へ陳情に行って新しい財源を確保しながら、政治的にも動きながら、以前よりか負担の少ない投資で事業が遂行できるように来ている。よそのことは言いとうないけど、よその自治体の首長のように無責任なとは言いませんが、行政はしていない。町長は言えん。私は一議員として、一町民の代表として言ってるんです。

要するに、私はそのように見ておるし、そのようにしか見えない。３点セットが崩れておる。なぜ崩れた時点で連立の縮小を県は町に通知しなかったんですか。まさに

そのツケが今の状況にあるんです。連立事業の基本は、もう詳しくしつこいように言うけども、３点セットだと、このことを私が今もそう思っているし、将来的にも絶対変わることはないと、このように私は思っております。いま一度３点セットの重要性を町の方々は認識すべきだと、このように考えておるし、県も同様な認識を再度認識をしてほしい、知事も認識してほしい、このように思っております。

知事のことは、広島未来チャレンジ、４つの挑戦を上げられとるわけですが、要するに挑戦をしようと思っても、社会基盤が弱ければ挑戦はできない、私はそう思う。このたびの土砂災害、ほんまに痛ましい出来事であります。こういった宅地開発と災害が発生する危険性は非常に高いようにもいろいろなあれを見てそういうふうに個人的には感じました。

要するに、３点セットというのは、県と市と町が調印をしている事業の基本であるということを、私はセットであるということを申し上げておきたいと、このように思っております。だから、府中町は首長が交代しても事業を進めている。都市計画街路、社会基盤の整備がどんどん先行して、都市計画決定、道路認定法手続など行ってきてるんです。やっぱり自治体が責任を持って義務として整備することを住民と約束をすると、このことが私は特に私権の制限を課するものであると、このように思っております。

まだ、いろいろ都市計画、言いたいこともあるんですが、都市計画は百年の大計と言われますが、まさにそのとおりだと、このように思っております。都市計画街路も昭和３６年かな、決定されました。その後５０年を越えて町長の言われる８割方は来たかなと、このように思っております。そういうものなんですよ。そういったことも含めて私は自治体が計画したものというのは、やはり仮にやむを得ない状況で廃止しても、計画の廃止に伴う損害を受ける者は補償する必要があるんだから、今回の見直しに財源がなければないなりの整備手法を考えていくべきであると、このように私は考えております。要するに、高架事業の完成平成３４年というものは、これは厳しい今の状況を考えると困難であるというように個人的には感じております。

ほいじゃが、そこで町長にお伺いをしたいわけなんですが、書いてあるとおり、町としてどのように県に、市に働きかけてこの事業を進めていくのかなと、また何らかの対策を考える必要があるのかなと、このように思っております。そういったことをいろいろ今までの長い歴史のお話をずっとかいつまんで申し上げましたけども、要す

るに町長のこれからの事業促進についての活動いうかな、そういったものを含めて何らかの対応策を考えていただければいいなと、このように思ってるし、ただの要望だけでこの事業は円滑に私は進まないなと、このようにも考えるし、そういったことを含めて今までいろいろ話をしましたが、これは私の本音で物を言っておりますので、町長が、町長の立場として言えないものは言わんでもいいんで、簡単でいいですから、今までのそういう経緯の話を聞いて町長の見解を述べてもらえれば幸いにと、このように思っております。どうぞ回答のほうをよろしくお願いをいたします。

○議長（中村　勤君）　答弁。

町長。

○町長（和多利義之君）　１５番加島議員さんの広島市東部地区連続立体交差事業の見直しについてということでお答えをいたしたいと、このように思います。

まず、この事業でございますが、昭和４３年の山陽本線安芸地区高架促進協議会の結成から４６年が経過をしておりますが、議員の御指摘のとおり、なかなか事業の動きが見えない状況にあるということでございます。と申しますのも、広島県や広島市の財政状況の悪化により事業の見直しが現在行われておりまして、その見直しの状況につきましては、昨年８月に広島県都市技術審議官により説明を受けておるということでございます。説明を受けた後、府中町といたしましてはこの事業に並行して土地区画整理事業、街路事業を行っておりますので、この事業に影響が出ないよう連続立体交差事業の早期着手を要望をさせていただいておるということでございます。

また、昨年の知事選後、湯崎知事にお会いし、連続立体交差事業の早期着手を要望いたしましたところ、府中町に対して迷惑をおかけし申しわけないと言われ、連続立体交差事業の完了年度であります平成３４年度はキープすると、こう申されており、幾度となくこういうお答えを聞いておりまして、私もこの言葉を信用するしかないと、こういうのが現在の気持ちであるということでございます。今後も時期を見計らいながら、広島県に対し要望活動等を行っていくという決意も持っておるということでございます。

この要望活動以外に良薬はないのかということですが、今のところ特段これといったものはございませんけれども、連続立体交差事業や土地区画整理事業に対して、府中町、広島県、広島市、海田町と事業着手前に確認書を交わしておると、法律行為をいたしておるということでございまして、この事業を完遂するとの意思確認も行って

おりますので、必ず期間内に事業が終了する、しなければいけないと、こういうふうに私は考えております。

もう一つ区画整理事業に支障が生ずる要素としまして、行政界付近で広島市も土地区画整理事業を行っております。広島市は平成２７年度より山陽本線南側の区画整理事業に着手し、府中町域の向洋駅前周辺の下水の面整備の一環として、汚水管本管を行政界付近へ平成２９年３月までに迎いに来ていただく予定となっております。これにより、向洋駅周辺の画地整備に弾みがつきますので、広島市の事業進捗が私どもの区画整理事業へ大きく影響するということでございますので、今後とも広島市と調整を図りながら事業を進めてまいりたいと、このように思っておりますので、引き続き皆さん方のこの節に御協力をお願いをいたしまして、お答えにかえさせていただきたいと、このように思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの町長の答弁に対し２回目の質問がございましたら、簡潔にひとつよろしくお願いをいたします。どうぞ。

１５番加島議員。

○１５番（加島久行君）　もう質問はありません。以上でございます。

○議長（中村　勤君）　以上で、第２項、広島市東部地区連続立体交差事業の見直しについて、１５番加島議員の質問を終わります。

以上で、建設関係の質問全部を終わります。よって、日程第２、一般質問を終わります。

～～～